

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年4月20日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「H〇年に私が県に提出した、審査請求及び公文書公開及び個人情報開示請求及び、協議書含む、した経緯経過が分かる書類伺い含む環境首都課」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年5月7日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該公文書の存否を答えること自体が個人の審査請求等の有無を明らかにすることになり、条例第8条第1号の非公開情報を公開することとなるため存否を答えることができない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和30年5年11日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月27日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、「あるかないか言えない」と県は主張しているが、本来公開すべき資料である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の理由

審査請求人は、対象となる公文書として「H○年に私が県に提出した、審査請求及び公文書公開及び個人情報開示請求及び、協議書含む、した経緯経過が分かる書類含む」の公開を求めており、実施機関は、本件請求に係る公文書を実施機関において保有する平成○年に特定の個人が県に対して提出した審査請求書、公文書公開請求書、個人情報開示請求書及び協議書並びにそれらの請求等に係る県の対応を示す公文書であると特定し、請求書等の提出者を特定して請求されているため、これらの情報は、仮に存在すると条例第8条第1号に該当する非公開情報である「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当し、かつ通常は人に知られたくない情報であると判断した。

また、本件請求については、条例第11条の「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に該当すると判断した。

そこで、本件請求に対し、条例第11条及び第12条第3項に基づき、対象となる公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否することとした。

以上により、条例第11条及び条例第12条第3項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年6月27日	諮問
令和6年6月24日 第2部会（第12回）	審議
同 年 7 月 2 2 日 第2部会（第13回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、実施機関において保有する平成○年に特定の個人が県に対して提出した審査請求書、公文書公開請求書、個人情報開示請求書及び協議書並びにそれらの請

求等に係る県の対応を示す公文書の公開を求めるものである。

実施機関は、当該公文書の存否を答えること自体が個人の審査請求等の有無を明らかにすることになり、条例第8条第1号の非公開情報を公開することとなるため存否を答えることができないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を個人の権利利益を保護する観点から非公開情報として定めたものである。

3 存否応答拒否について

本件請求は、「私が県に提出した」と記載されていることから、特定の個人に関する情報について公開を求めるものであるため、本件請求に係る公文書は、条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当する。

そして、個人を特定して請求された本件請求に係る公文書を部分公開又は非公開とした場合には、公文書の存在が明らかとなり、本件請求に係る公文書を特定の個人が提出したことが判明し、公開した場合と同様の効果が生じる。

したがって、本件請求に係る公文書の存否を答えることが、条例第8条第1号の非公開情報を公開することとなるため、条例第11条の規定により、公文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否すべきとの実施機関の主張については、特に不合理な点は認められない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長

梶本 久実	税理士	
-------	-----	--